

生駒市規則第 37 号

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 24 年 12 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例施行規則を廃止する規則

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例施行規則（昭和 42 年 4 月生駒市規則第 10 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。